

# 保育士の処遇改善

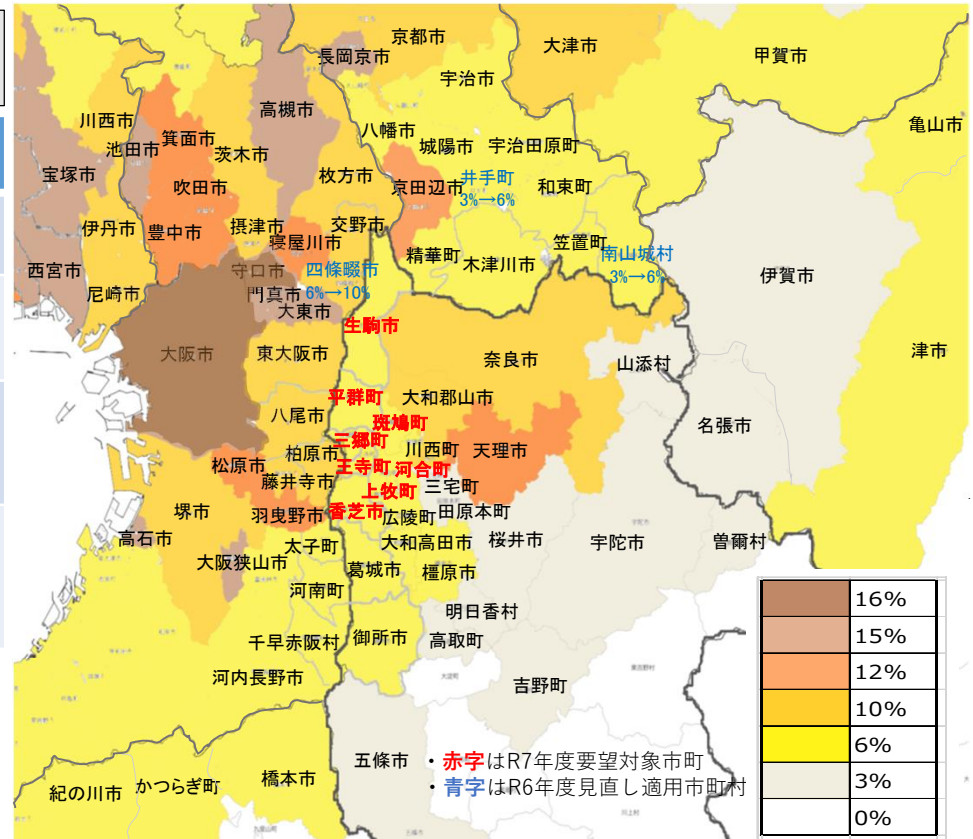
## 1 要望結果【R5.11：4県共同要望：奈良県・和歌山県・埼玉県・千葉県】

- 令和6年度当初予算において、国の補助メニューが一部拡充
- 地域区分の見直しが行われたが、**本県への見直しはなし**

	R5.11の要望内容	国の対応	結果	R7要望
①	保育士の勤務実態に合った公定価格の改定	人事院勧告相当分の公定価格の改定のみ	×	継続
②	隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の実情を反映した地域区分の設定	同一都道府県内との比較のみに着目	×	継続 ※
③	公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映する基準の導入	「施設における経営情報の継続的な見える化」に取組むとされたのみ	×	継続
④	財政力によって地域格差が生じないよう各種補助制度等の全国統一的な保育士の人材確保・定着化の取組の強化	一部補助メニューの拡充 *保育士・保育所支援センター設置運営事業(拡充)	△	継続

※千葉県3町は見直し適用あり

## 【参考】公定価格における地域区分の状況(R6.4現在)



16%
15%
12%
10%
6%
3%
0%

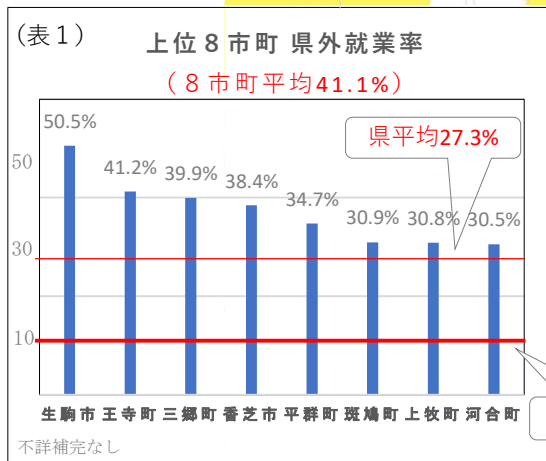
## 2 令和7年度政府要望(奈良県)

昨年度の要望結果を踏まえ、1②について、

**県外就業率の特に高い地域について、就業先(主に大阪)の地域区分との均衡を考慮するよう要望**

- 県外就業率が全国平均に比して特に高い8市町(表1)においては、その約9割が、大阪市を始めとする大阪府内に就業(地域区分10%の奈良市除く)  
・全国平均8.9%に対し、8市町平均 41.1%
- 要望対象8市町は、大阪府内の上位就業先6市の地域区分に比して低いことから均衡を図る必要がある(表2)

(参照：令和2年度国勢調査 従業地人口・就業状態等集計)



(表2) 大阪府 奈良県

大阪府				奈良県	
8市町上位就業先	人数	県外就業に占める割合	地域区分	8市町	地域区分
大阪市	30,614	55.7%	16%	生駒市	6%
東大阪市	6,129	11.2%	10%	王寺町	6%
八尾市	3,011	5.5%	10%	三郷町	6%
柏原市	1,772	3.2%	10%	香芝市	6%
堺市	1,044	1.9%	10%	平群町	6%
大東市	440	0.8%	15%	斑鳩町	6%
				上牧町	6%
				河合町	6%

(案)

令和6年 月 日

記

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

加藤 鮎子 様

埼玉県知事 大野 元裕  
千葉県知事 熊谷 俊人  
神奈川県知事 黒岩 祐治  
奈良県知事 山下 真  
和歌山県知事 岸本 周平  
佐賀県知事 山口 祥義

### 保育士の処遇改善に関する要望書

当六県においては、待機児童を解消するための取組や保育サービスの提供体制の整備を進める中、その受け皿として保育士の人材確保は喫緊の課題です。保育士は、他業種と比較し給与水準が低く、平均勤続年数も短い傾向にあります。保育士給与の原資となる公定価格の地域区分は、市町村ごとに設定されており一部地域では隣接する都府県との間で大きな差が生じています。また、公定価格における人件費の割合が示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確です。東京都や大阪府、福岡県という大都市に隣接する当六県ではこれまでも保育人材確保の取組を推進しているものの、特に都市圏においては、給与水準の高い地域への保育士の流出が起きています。

今年度、保育士配置基準の一部が見直され、安心してこどもを預けられる体制整備が図られましたが、施設の中には保育士不足により新基準の実施が困難であるとの声があるなど、地域間で保育の質に格差が生じる懸念があります。

さらに、「こども誰でも通園制度」の創設といった全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充施策が進展すれば、保育需要の更なる増加が見込まれます。

このような状況の下、保育士の人材の確保と定着を図るためには、保育士の抜本的な処遇改善を行うことが必要です。

都道府県や市町村といった境界に関係なく労働人口の流出入が進む状況において、公定価格の地域区分が市町村単位で設定されていることなどに課題があると考えますが、喫緊の課題である保育士の処遇改善を行うため、まずは、別記の事項について、国の責任と財源において特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 保育士の給与が他業種と比較し適切な水準となるよう、長時間の開所による変則的なシフトや多様な背景を持つ児童への対応などの職務の困難性を考慮した保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
- 2 特に、隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないように、地域区分は公務員の地域手当の区分だけを考慮するのではなく、住民の県外就業率が高い地域については就業先の地域区分との均衡や、さらに将来的には都道府県域を越えた広域的な区分を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上の設定にすること。
- 3 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- 4 自治体の財政力によって保育に地域格差が生じることがないように公定価格や各種補助制度において、全国統一的かつ総合的に保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させること。